

「鹿嶋市こども計画」(案)に対するご意見の概要と鹿嶋市の考え方

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	市内に子供が入院出来る病院，夜間に対応出来る病院が無い場合、神栖まで行かなければならないのはとても困る。 子供は夜間こそ体調が悪化するものでは？	夜間の小児救急医療体制につきましては、これまでも茨城県や地元医師会等とともに協議を行い、体制整備に努めてきたところです。鹿嶋市を含む鹿行地域では、特に小児科医の数が限られていることもあり、市町村ごとに入院できる病院や夜間に受診できる病院を確保することは困難な状況です。そのため、鹿行5市で連携を図り、20時～23時の一次救急を「鹿嶋市夜間小児救急診療所」で（P58）、23時以降の一次及び二次救急を鹿行地域の地域小児救急センターである「神栖済生会病院」で行うよう役割分担し、持続可能な体制確保を図っています。引き続き、県や近隣市・地元医師会等の関係機関との連携を密にし、小児の救急医療体制の維持に努めてまいります。
2	郊外では街灯が少なく、藪や雑木が多くとても薄暗いため子供の一人歩きが不安でしかない。 もっと明るい街づくりを願います。	防犯灯の設置につきましては、設置基準を明確にし、要望に応じて順次整備を進めていますが、すべての要望に応えることは現実的に難しい場合もあります。このため本市では、こどもを犯罪から守る取り組みとして、地域の関係機関の協力による、学校付近や通学路を中心としたパトロールを実施しています（P66）。今後も地域コミュニティの絆を深め、お互いに助け合う文化を育むことで、安全なまちの実現を目指してまいります。
3	こどもまんなか社会の実現にむけてにつきましては、母親父親が安心して子育てできる環境作りが核になると思う。両親の幸せなくして、子供に愛情は注げないので令和時代にあった柔軟な支援を期待する。	ご指摘のとおり「こどもまんなか社会」を実現するためには、子育て中の皆さまが安心して子育てできるための環境づくりが非常に重要です。子育て当事者が地域社会に支えられ、幸せな状態でこどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感できるよう、さまざまな子育て支援事業の提供に取り組んでまいります。
4	出生数は減少しているものの、核家族化と母親の就業数増加から、支援が必要な方は増えていると思われる。これからも、定期的にアンケートをとっていただき、困っていることや改善してほしいことの把握に努めることを期待する。支援事業を知らなければ、利用したいと思わないので適切な情報提供をお願いしたい。以下に、現場で感じたこととしていくつか列挙する。	子育て中の皆さまの意見等につきましては、これまでも、妊娠8か月時のアンケートや、市地域子育て支援センター利用者へのアンケート、家庭教育支援員による小学校1年生のこどもの家庭への訪問など、さまざまな機会を通じて把握に努めてきたところです。引き続き、これらの取り組みを継続しつつ、より幅広く意見を聴取する方法を模索してまいります。また、情報提供に関しましては、市ホームページや子育てハンドブックのほか、SNS「かしまナビ」を積極的に活用するなど、必要な人に必要な情報が適切なタイミングで届くよう、発信の仕方を工夫してまいります。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>①核家族、第2子妊娠中で、第1子は自宅保育中。保育所を妊娠出産の事由で利用できることを知らずにいて、妊娠後期に助産師外来で情報提供。市役所（幼児教育課）に電話で問い合わせるように説明。もっと早く知っていたら、安心できたと発言あり。市役所に行き手続きする前に、神栖市のように保育所空き状況をネットで確認できると、手間が省けて負担が減る可能性あり。また、私の場合、一時保育につきまちは幼児教育課で空きがあるかは把握していないと言われた。それが現状だと思うが、複数の保育所に電話して確認するのはかなり負担になった。保育所も利用できず、頼れるのは夫のみで本当に困りながらどうにかやっている方もいる。</p>	<p>①保育所等の利用につきましては、市ホームページや広報、地域子育て支援センター等でお知らせするほか、母子健康手帳交付時に子育て世代包括支援センター「りぼん」にてお渡しするしおりの中でもご案内しています。保育所等の空き状況につきましては、保育士配置や急な退所等により変動する場合があるため、現在鹿嶋市では公開しておりません。お手数をおかけしますが、最新情報は市の幼児教育課までお問合せください。一時預かりにつきましては、市内施設の多くは余裕活用型であり、受入可能状況がその都度変わることから、各施設に直接お問い合わせをいただいております。一時預かりやファミリーサポート事業などの子育て支援事業に加えて、令和8年度に制度化される「こども誰でも通園制度」の体制も踏まえながら、必要な受け入れ先を確保していきたいと考えております。</p>
	<p>②病院勤務していると、産後ケア利用者は確実に増加している。対象者からは『鹿嶋市 産後ケア』と検索しても、情報がなく産後の余裕のない時期に困ったという声をよく聞く。利用するかしないかは本人が決めることだが、ホームページ等で具体的な情報を掲載し、迅速にアクセスできるよう、検索機能の充実を図ってほしい。産後2か月前後で利用される方が多いが、早期に介入していたら授乳の確立が期待できていたであろう事例や、孤独に1人で悩み日々格闘している方が多数いる。病院は産後1か月までの関わりだが、EPDS高値など気になる事例に関しては行政との連携強化が必須であると考えている。</p>	<p>②産後ケアにつきましては、問合せや利用希望者の増加もあり、幅広い方に知って頂けるよう、12月からホームページに掲載しておりますのでご参照ください。また、産後ケアに関する情報につきましては、母子健康手帳交付時、さらに伴走型支援時に必要と思われる方々には個々に周知を行っている現状がございます。今後も、産後ケアを必要とする方が必要なタイミングで支援を受けることができるよう、情報発信を行うとともに、医療機関等との情報共有や連携の強化を図ってまいりたいと考えております。 ※EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）：産後うつ病の発見を目的として作られた10項目の質問票</p>
5	<p>来年度から子どもが小学校入学になるが、学童保育を利用予定である。長期休暇中の学童保育の給食提供があると有難い。</p>	<p>放課後児童クラブでの昼食提供につきましては、保護者の方々からの要望もあり、実現に向けて複数の弁当業者との協議を行っております。しかしながら、ある業者では鹿嶋市全域への配送が難しいこと、また別の業者では、放課後児童クラブ職員が昼食の解凍等を行う必要があり、職員の負担が大きくなることが判明しております。これらの課題を解決し放課後児童クラブでの昼食提供実現するために、引き続き検討を重ねてまいります。</p>
6	<p>「計画策定の趣旨」には全面的に同感です。1人でも多くの子が生まれ、大病も大怪我もなく、横道に逸れることもなく育ち、社会人となっていくことを強く願う後期高齢者である市民の1人です。そのためには国はもとより、全国の自治体も、市民も、そして民間企業も現在の子どもを取り巻く環境を理解し、それぞれができる限りの協力をしていくことが求められます。その推進のための「鹿嶋市こども計画」に大いに期待します。</p>	<p>ご期待いただきありがとうございます。ご意見のとおり、こども施策を実効あるものとするためには、行政のみでなく地域社会や企業なども含めた社会全体での取り組みが必要です。本計画のもと、各種施策を推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	P.4(1)「計画の位置付け」は、書き出しから法律や計画の名称を羅列した7行にわたる長文になっています。例えば、「本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく『市町村こども計画』を軸にして、次に掲げる計画を一体的に定めたものです」とし、以下に各計画を箇条書きにしたらいかがでしょうか。	ご指摘の点につきましては、修正いたします。
8	P.5でSDGsに触れたことは評価できます。今を生きる人類に共通して求められるゴールです。17のゴールが達成できれば、子どもの環境のみならず世界中の人々の幸福につながることでしょう。この計画が「計画の推進を通して（中略）本計画と関連する目標の実現を目指す」ことを強く望みます。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。
9	P.15(6)表題は「子どもの数」（「こども」ではなく）としていますが、棒グラフでは「児童数」となっています。「児童」の定義は不知ですが、一般に就学前の0～5歳を児童とは称さないのではないのでしょうか。	棒グラフのタイトルを「子どもの数の推移」に修正いたします。
10	P.16ここでは「就業率」につきまして、他ページで見られる点線枠で示す「就業率とは」が見当たりません。P.17の「労働力率」も同じ。	説明書きを追加いたします。
11	第2章の5、6につきまして、よく調べたと感心しました。子どもたちの置かれている状況やその思いなどがよくわかりました。調査対象も細かく区分された階層ごとになっているし、対象者数も統計上の必要を満たしていると思われまます。ただ学校を通じて配布した小中学生を除く各項目、就中、15歳～29歳の回収率が低いことが、「まあ、そうだろうな」と思いつつも気になりました。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。
12	P.23～の「ファミリー・サポート・センター」およびP.26～の「地域の子育て広場」につきまして説明がほしい。なお。前者はP.36の「活動内容等」でおおむね理解できますが、初出の箇所に説明があった方が適切でしょう。	「ファミリー・サポート・センター」につきましては巻末資料の用語解説で取りまとめます。 「地域の子育て広場」につきましては、初出箇所を「地域の子育て広場（地域子育て支援センター等）」に修正いたします。
13	P.38の「こども食堂」市が取り組むべき支援の中に「PRの機会の提供」がありますが、鹿嶋市内のどこにどれだけの「こども食堂」があるのか、このページなどで示せないものでしょうか。	巻末資料において整理いたします。
14	P.39 各種のパブコメに付される計画（新規を除く）の多くが、前回やこれまでの実施状況を検証・考察したのか疑わしいものが散見される中で、はっきりと「第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の進捗状況につきまして」、その数値を表記していることにつきましては高く評価できます。ただ、第三者による客観評価ではなく、自己評価であることを割り引いても、CおよびD評価が皆無というのは首をかしげます。熱心に取り組まれた結果につきまして、ケチをつけるようで心苦しいのですが…。	第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の進捗状況で示す表は、各事業ごとに、それぞれの担当所属が進捗状況の自己評価を行った結果をそのまま記載したものです。ご指摘につきましてはご意見としてお伺いいたします。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
15	P.39【基本目標1】「2」の説明文中「多くの参加者及び及び50%前後のマッチングが得られていました」は、文意は分かるものの、前者と後者は分離し「多くの参加者が集い、50%前後のマッチングが得られていました」とするのが相当ではないでしょうか。	ご指摘の点につきましては、修正いたします。
16	P.43（4）に、6行を費やして「こどものインターネット利用」につきまして、簡単に触れられています。今の社会にとって非常に重要な課題になっているのではないのでしょうか。自分の趣味や思考に合った情報のみを受信し、非常に偏った意見を発信していく傾向です。学校現場だけでなく、あらゆる場面を捉えて、自分の意に沿わない意見にも耳を傾け、自分の考えは変えないまでも、他人の意見をも尊重できる人間に育てていかなければなりません。豪州のように16歳未満のSNS利用を禁止するのは行き過ぎとしても、とても重い課題として認識し、対応していかなければならないのではないのでしょうか。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。
17	P.47 に掲げられている「基本理念」は完成形であり、素晴らしいフレーズと言えます。ただ個人的意見ですが、長くなってしまふものの末尾の「かしま」を「こどもまんなか社会・かしま」としたらもっとよくなるように思われます。いかがなものでしょうか。ただ、看板倒れにならないよう努力を要しますが…。	基本理念は、市町村こども計画の策定根拠である「こども基本法」の目的をもとに定めたものです。ご提案につきましてはご意見としてお伺いいたします。
18	P.53「1」直下の文言「こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に」とありますが、「こども・若者に関わり得る」を削除することはできないのでしょうか。「こども・若者だけでなく、すべてのおとなを対象に」とするのです。	「こども・若者に関わり得る」の表現は、国が定めた「こどもまんなか実行計画」を参考としたものです。ご提案につきましてはご意見としてお伺いいたします。
19	P.55「読書活動の推進」が掲記されていることを喜ばしく思います。最近の子どもや若者の多くが本や新聞を読まないとい聞します。中央図書館もさまざまな取り組みを行なって「読書活動の意欲を高める」べく、努めていることは承知しています。しかしどうなのでしょう、一部の子どもなどに偏っていませんか。図書館の努力だけではなく、学校現場やその他考えられる施設や機会を捉えて、読書に親しむ子どもや若者を増やしていきたいものです。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。
20	P.58「（2）母子保健情報、学校健康診断情報等の電子化」自体は推進すべき事業かと思えます。ただ、当然のことながらセキュリティには万全を期さなければなりません。万が一にも「予防接種及び各種相談・健康診査データ」が漏洩することや「児童生徒の健康診断結果の電子化、情報の一元管理及び校内での効率的なデータ共有」が共有すべきではない人にまで共有されることのないよう、細心の注意を要することに傾注してほしいと希望します。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
21	P.65「こどもが主体的にインターネットを利用できる能力を育む」ことは結構なことですが、それによって容易に「自殺情報」が入手できるような環境であってはなりません。その辺への考慮はあるのでしょうか。	小中学生に貸与している教育用端末は、OS標準のフィルタリング機能を適用し、有害情報へのアクセスを制限しています。 また、こどもが情報を適切に取捨選択できる能力を育めるように、メディアリテラシーの習得支援を推進します。主な取り組みはP65, 66に記載のとおりです。
22	P.72(4)の「校則の見直し」6行が一文になっています。「定めるものであり、」を「定めるものです。」と切り、以降「校則の見直しを行う場合には」と続けたらどうでしょうか。同様の長文がP.92の「事業概要」にも見られます。ここはいずれも「とともに、」でいったん文を切ることができるのではないのでしょうか。	P72「校則の見直し」の内容は国の「こどもまんなか実行計画」を、P92各事業の「事業概要」は各事業に係る国の実施要綱を参考としたものです。ご提案につきましてはご意見としてお伺いいたします。
23	P.83「地域型保育給付」の「家庭的保育」とは何でしょうか。また、「小規模保育」とはどう違うのでしょうか。	巻末資料の用語解説で取りまとめます。
24	P.84 本ページに記されている「1号～3号認定」とは何かと思いましたが、P.86以降にその認定区分が記されています。であるならば、P.84の脚注にでも「P.86以降参照」と注記したらいかがでしょうか。	ご提案につきましてはご意見としてお伺いいたします。
25	P.85「2子どもの数の見込み」かねて声高に「少子化」が唱えられていますが、「将来の児童数の推計」などを見ると、その減少の速度や数に驚かざるをえません。この現象はひとつ鹿嶋市だけのことではありませんが、未恐ろしくなります。そう遠くない将来に、鹿嶋市の存在自体が危惧されかねない思いがします。特効薬がないことも、この「こども計画」で対応する課題ではないことも承知ですが、ただ推移を見つめていくだけでいいのだろうかと思念します。一高齢者の嘆きとしてお読みください。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。
26	P.94 ここでは「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」の2つの施設の説明がされていますが、第2期の実績と第3期の見込みの表には、2施設の数値が合算されているのでしょうか。よくわかりません。	令和6年度現在、市内に地域子育て支援拠点4箇所を設置しています。第2期の実績と第3期の見込みの表に記載した利用回数、実施箇所数等は、4箇所の合算値となります。 なお、現行制度では「①地域子育て支援センター」と「②つどいの広場」の両事業が再編統合されていることから「【現状】」部分につきましては、2事業を統合した表現に修正いたします。
27	P.96「乳児家庭全戸訪問事業」の訪問率が「95%前後で推移して」いることは素晴らしいことと評価できますが、一方で訪問を受けなかった5%前後は…?と気になります。訪問できなかった理由と、その後乳児はどうなったのか、次段階におけるケアはなされているのか等の分析は、していないのでしょうか。	訪問できなかった5%前後は、主に入院や長期の里帰り等により、生後4か月までに訪問ができなかった家庭となります。 なお、その場合も退院後の訪問や里帰り先への状況確認等により、母子の健康状態の全数把握を行っています。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
28	P.99「本市には、児童養護施設等が設置されていないため、近隣の児童養護施設や乳児院、里親の状況を踏まえ、対応しています。」とあり、また「近隣の児童養護施設2箇所、乳児院1箇所、市内外の里親7家庭と連携し、事業の提供体制を確保」ともあります。なぜ市内にこれらの施設がないのかも不思議ですが、他市頼りだと自市民優先となり、鹿嶋市の子どもは後回しになることはないのでしょうか。不安になります。	市内に児童養護施設等は設置されていないものの、里親につきましては令和6年度現在、市内3家庭と連携しています。また、各施設、里親とも、受入れ対象とする自治体の範囲などは設定しておらず、施設等所在自治体以外の住民が不利になることはございません。
29	P.105「事業の種類」の4つ目の○「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業】）：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）として、病児・病後児を預かる事業」の意味が理解不能です。	文章を修正いたします。
30	P.108（13）【現状】に「新たな教育・保育施設を整備しました。」と過去形で記されていることから、第3期から実施すると読めますがどうなのでしょう。整備されたのであれば、その事業者名や施設名を明記できないのでしょうか。	第2期計画期間中に、新たに小規模保育事業所2施設、家庭的保育事業所1施設、保育所1施設が整備されたことから、その旨を追記します。第3期以降につきましては、現状として事業は見込んでおりませんが、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。
31	P.110（16）の「確保方策」とは何でしょうか。また、その数値単位が「人」になっている理由も知りたいものです。次ページ以降にも散見されます。	「確保方策」とは、当該事業の量の見込み（利用ニーズ）に対し、事業を提供するための体制の確保内容を示すものです。単位を「人」としている事業であれば、何人分の提供体制を確保する見込みであることを示しています。
32	P.114「(3)外国にルーツを持つ子ども等への支援・配慮」とありますが、「親が外国人の子どもや外国籍の子ども」が市内にどれほどおり、うち「教育・保育施設等」への利用希望者がどれほどいるか把握されているのでしょうか。さらに現在、受け入れ実績はないのでしょうか。	令和6年10月1日現在、0歳から5歳までの外国籍の子どもは市内に28名おります。「教育・保育施設等」の利用希望につきましては把握しておりませんが、出生、転入等の異動時において子育てハンドブックの配布等により情報提供は行っております。親が外国人の子どもなど、外国にルーツを持つ子どもの受入実績につきましては、現在20名が在籍しております。
33	第6章「こどもまんなか社会実現に向けて」は、どれも欠かせない重要な事項が並べられていますが、そのうちの「市民の理解・協力の促進」につきまして、思いつくことを記します。市民と言っても仕事を有している人は、理解できても休日を除いては協力が難しいなど、制約があることでしょう。そこで、子どもを持ちたかったが叶わなかった無職の方や高齢者で自由な時間があり、子どもに善意で接したい人などに、積極的にアプローチしたら如何でしょうか。実費を要する活動の場合は、その費用弁償はするとしても、基本的には無償のボランティアで協力してもらえる人もいるのではないのでしょうか。若干名でもスタートできれば、それが広がっていくようにも思います。そのための対応人員を要するなど、簡単には進めないこともあるのでしょうか、検討に値しませんか。	ご意見につきましては、今後の児童福祉等施策の参考とさせていただきます。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
34	P.123「資料編」4つの項目が並んでいますが、中身がありません。	素案の時点ではまだ内容の整理ができておらず、項目名のための表記とさせていただきました。